

令和 2 年 5 月 22 日

建設業者団体の長 様

兵庫県県土整備部長

新型コロナウイルス感染症に係る休業要請の見直し等について

昨日、兵庫県に対する緊急事態宣言対象区域（特定警戒都道府県）の指定が解除されました。これまでの皆様のご協力に感謝申し上げます。

緊急事態宣言は解除されましたが、感染防止対策を継続する必要があることから、別添のとおり休業要請を見直しました。

本県では、引き続き、感染拡大防止や県民生活・県民経済の安定に向けて取り組んでまいります。

については、貴団体におかれましても、適切な感染拡大防止の対策について、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

(参考)

兵庫県ホームページ <https://web.pref.hyogo.lg.jp/index.html>

(新型コロナウイルスに関する情報を発信しています。)